

資料3

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

# 規制改革実施計画

令和4年6月7日  
閣議決定

## 目 次

<b>I 共通的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 本計画の目的.....	1
2. 本計画の基本的性格.....	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方.....	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン.....	2
5. 計画のフォローアップ.....	2
<b>II 実施事項</b> .....	<b>3</b>
1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し.....	3
(1) 目視に係る規制の見直し.....	3
(2) 実地監査に係る規制の見直し.....	3
(3) 定期検査・点検に係る規制の見直し.....	4
(4) 常駐・専任に係る規制の見直し.....	4
(5) 書面掲示に係る規制の見直し.....	5
(6) 対面講習に係る規制の見直し.....	5
(7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し.....	6
(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し.....	6
・行政手続デジタル化の基盤整備.....	6
・行政手続のオンライン化の推進.....	9
・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進.....	14
・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進.....	15
2. デジタル分野以外の横断的な取組.....	23
(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し.....	23
(2) ローカルルールの見直し.....	24
(3) 規制改革関連制度の連携.....	26
3. 国家戦略特区における取組.....	27
(1) スーパーシティ構想等の推進.....	27
(2) 新たに講ずべき具体的な施策.....	27
4. 企業単位の規制改革.....	27
(1) プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」.....	27
(2) グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度.....	27
5. 個別分野の取組.....	28
<スタートアップ・イノベーション>.....	28
(1) スタートアップに関する規制・制度見直し.....	28

(2) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	30
(3) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	31
(4) MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進	32
(5) 電力データ活用による新たな付加価値創造	32
(6) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	33
(7) DXを通じたタクシーの利便性向上	33
(8) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方	34
(9) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	35
(10) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	35
(11) 美容師の養成の在り方	37
(12) ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化*	37
(13) 外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進*	37
(14) 高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設*	37
(15) 企業単位の規制改革の推進	38
<グリーン分野>	39
(1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し	39
(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進	40
(3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方	41
(4) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方	42
(5) 国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進	43
(6) グループ内外無差別的な電力取引の担保策等	45
(7) デマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し	46
(8) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方	48
(9) 電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し	49
(10) 住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方	50
(11) その他	51
<デジタル基盤>	53
(1) 社会のデジタル化の基盤整備	53
(2) 司法手続におけるデジタル化の推進	56
<人への投資>	60
(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育	60
(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育	64
(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し	67
(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進	67
(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組	69
(6) 育児休業の取得促進	69
(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	70
(8) 養育費の確保に向けた取組	71

(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	72
(10) 看護系人材の活用による待機児童解消の促進*	72
(11) 柔軟な働き方を促進するための施策*	73
(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	73
(13) 障害者雇用に係る雇用率算定の特例*	73
＜医療・介護・感染症対策＞	74
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化	74
(2) 医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）	75
(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	81
(4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進	84
(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築	86
(6) その他	89
・無医地区における巡回診療に係る負担軽減*	89
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】	89
＜地域産業活性化＞	90
(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化	90
(2) 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進	90
(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	90
(4) 農地利用の最適化の推進	91
(5) 農業用施設の建設に係る規制の見直し	92
(6) 農地の違反転用等の課題	92
(7) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	93
(8) 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	94
(9) 畜舎に関する規制の見直し	95
(10) 林業の成長産業化に向けた改革の推進	95
(11) 改正漁業法の制度運用（資源管理）	97
(12) 漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	98
(13) 水産流通適正化法の制度運用等	99
(14) 企業の農地取得特例*	100
(15) 農地の適切な利用を促進するための施策*	100
(16) 土地利用の最適化を促進するための施策*	100
(17) 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁*	101

\* … 国家戦略特区における取組

# 規制改革実施計画

〔令和4年6月7日〕  
閣議決定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

#### 2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日）等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

#### 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、「人」への投資を促進するとともに、新たな成長産業を創出し、力強い成長を生み出すための規制改革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等における取組及び国家戦略特別区域、規制のサンドボックス制度を活用した取組を一体的に取りまとめ、政府全体として強力に規制改革を推進していくこととしている。

具体的には、分野横断的な取組として、デジタル原則に照らした規制の横断的な見直し、地方の人手不足や「人」の活躍に資する資格要件の見直し、事業者等の負担軽減を図るためのローカルルールの見直し等を進める。

さらに、個別分野として、「スタートアップ・イノベーション」、「グリーン」、「デジタル基盤」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」において重点的に規制改革を進めていく。

#### 4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

#### 5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和4年度末時点で整理し、公表する。

## II 実施事項

### 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

#### (1) 目視に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	目視規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣官房 内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院

#### (2) 実地監査に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	実地監査規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地監査規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 原子力規制庁 人事院
3	電力・都市ガス・高圧ガスの分野における保安のテクノロジー化（スマート保安に向けた規制見直し）	経済産業省は、電力、都市ガス及び高圧ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（以下「高度保安事業者」という。）については、行政の適切な監査・監督の下で、画一的な個別・事前規制から、事業者の保安力に応	措置済み	経済産業省